



電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年5月12日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	カンボジア国／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
- 応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

カンボジア王国（以下、「カンボジア」という。）では、食習慣や生活様式の

変化、飲酒の増加等により脳卒中、心血管疾患やがんといった非感染性疾患（Non-Communicable Diseases: NCDs）の疾病負荷が増大しており、全体死亡数に占めるNCDsを起因とする死亡数は、2000年の33%から2020年には68%となっている<sup>1</sup>。カンボジアにおけるNCDsに関連する年間の医療費と生産性の損失は約15億米ドル（国内総生産の6.6%）と推定されており<sup>2</sup>、また家計への経済的負担も増している。2014年の調査<sup>3</sup>では、少なくとも1人のNCDs患者を抱える世帯は、他の世帯に比べて医療費の支出が3倍多くなっており、NCDsによる長期的な医療費負担増や世帯収入の損失は、社会課題として顕在化されつつある。

カンボジア保健セクターの上位政策である第3次保健計画(2016-2020)では、医療サービスへのアクセス向上による健康改善、保健医療サービスの質の強化などを通じて2030年までのユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成に向けて取り組んでおり、またNCDsに特化した国家NCDs予防対策戦略計画では、予防に焦点を当てたヘルスプロモーションおよび保健医療施設のNCDsサービス強化・レファラル体制強化などに焦点を当て、保健省の所掌部署である予防医学課の糖尿病・高血圧チームおよび子宮頸がんチーム<sup>4</sup>が中心となり、これらの疾病に対する関連ガイドライン/プロトコルの作成、人材育成、コミュニティ活動推進などを行っている。しかしながら、一次医療施設（保健センター）と二次医療施設（郡・州病院）の役割が不明瞭であること、二次医療施設の診療が標準化されていないこと、情報管理やモニタリングが適切に実施されていないこと、などの理由により、施設レベルに応じた適切なNCDsサービスが提供できていないことが課題となっている。このような背景のもと、カンボジア政府より、糖尿病、高血圧、子宮頸がんに対する保健医療サービスの向上を目的とした技術協力「NCDs対策プロジェクト」の実施にかかる協力の要請が我が国に提出された。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、および実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的として実施するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効

<sup>1</sup> 世界保健機関2019

<sup>2</sup> 世界保健機関2019

<sup>3</sup> カンボジア保健省2014

<sup>4</sup> NCD対策の所掌部署である予防医学課は糖尿病、高血圧チームと子宮頸がんチームを有し、これら3つの疾病を対象に対策を行っている。

率性、持続性)に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2023年5月下旬～2023年6月上旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関(世界保健機関、世界銀行、韓国国際保健医療財団等)のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② カンボジア側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問項目(案)は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ③ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2023年6月上旬～2023年6月下旬)

- ① JICAカンボジア事務所等との打合せに参加する。
- ② カンボジア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前にJICAカンボジア事務所を通じてカンボジア側関係機関に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織
    - (a)所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b)人員体制
    - (c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制、地方分権化
    - (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
  - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性
  - オ) プロジェクトの協力対象地域
  - カ) プロジェクト実施に係る日本側負担事項および先方負担事項
  - キ) その他事前評価に必要なとなる情報
- ④ 調査団およびカンボジア側と協議の上、PDM(案)(和文、英文)、PO(案)(和文・英文)の作成を支援する。

- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>5</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAカンボジア事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2023年6月下旬～2023年7月中旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1）業務完了報告書

2023年7月14日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-12月追記版）」（以下同じ）の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

---

<sup>5</sup> 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇄仁川⇄プノンペンを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程  
現地業務期間は 2023 年 6 月 4 日～6 月 24 日を予定しています。  
本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。
  - ② 現地での業務体制  
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
    - ア) 総括（JICA）
    - イ) 協力企画（JICA）
    - ウ) 技術参与（未定）
    - エ) 評価分析（本コンサルタント）
  - ③ 便宜供与内容  
JICA カンボジア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
    - ア) 空港送迎：あり
    - イ) 宿舎手配：あり
    - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
    - エ) 通訳傭上：英語または日本語⇄カンボジア語の通訳を提供
    - オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
    - カ) 執務スペースの提供：なし
- (2) 参考資料
  - ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ保健第三チームから配付しますので、hmge2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ア) 要請書
- イ) カンボジア国 第3次保健戦略計画 2016-2020 (英文)
- ウ) カンボジア国 第4次保健戦略計画 2022-2030 関連資料 (英文)
- エ) National Strategic Plan for the Prevention and Control of Noncommunicable Diseases 2022-2030 (英文)
- オ) National Standard Operating Procedure (SOP) for Diabetes and Hypertension Management in Primary Care 2019 (英文)
- カ) National Standard Operating Procedures For Cervical Cancer screening 2018 (英文)
- キ) National Action Plan for Salt Reduction 2021-2027 (英文)
- ク) National Multisectoral Action Plan for the prevention and control of Non-communicable Diseases 2018-2027 (英文)

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ア) カンボジア国「保健人材及び施設に係る情報収集・確認調査」  
2017年 (和文)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12290359.pdf>

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022年4月1日版)」
- イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況に

については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上